

裁 決 書

審査請求人

横浜市栄区庄戸 3-25-7

比留間 哲 生

横浜市栄区桂台西 2-16-25

長谷川 誠 二

横浜市栄区公田町 774-5-28-4

柴 田 哲 夫

横浜市栄区庄戸 3-13-23

永 田 親 義

上記審査請求人から平成 25 年 7 月 22 日付けで提起された審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は、これを却下する。

不服の要旨

平成 24 年 12 月 26 日に開催された関東地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)における国道 468 号 首都圏中央連絡自動車道(金沢～戸塚)(以下「横浜環状南線」という。)の事業の再評価の審議において、委員会が地質学と地震学の専門家の意見を一切聞かないまま同事業の継続が妥当と意見表明し、これを受けて国土交通大臣が同事業を継続と決定したのは再評価に関する法律に違反するものであり、今回の処分を取消し、地質学と地震学の専門家を含めて改めて厳正且つ科学的な審議を行うことを求める。

理 由

1. 審査請求の対象となる「処分」について

行政不服審査法第 1 条第 1 項では、不服申立制度について『この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。』とし、法第 2 条第 1 項

では、『この法律にいう「処分」には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの（以下「事実行為」という。）が含まれるものとする。』と定めている。

そして、判例では、「行政不服審査法が行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に対して不服申立を認めているのは、この種行為が国民の権利義務に直接関係し、その違法又は不当な行為によつて国民の法律上の利益に影響を与えることがあるという理由に基づくものである。従つて、行政庁の行為であつても、性質上右のような法的効果を有しない行為は、行政不服審査の対象となり得ないと解すべきである。」（最高裁判所昭和43年4月18日判決）と判示されている。

2. 本件審査請求について

審査請求人は、委員会が横浜環状南線を事業継続と意見表明したことを受けて、国土交通大臣が当該事業の継続を決定したことを「処分」としている。

ところで、国土交通省においては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価の一環として、国土交通省が所管する直轄事業等の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業を対象とし、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として、事業採択後、長期間が経過している事業等の再評価を行っている。

具体的には、再評価の実施主体である地方整備局が、諮問機関として設置した委員会に意見を聴き対応方針（案）を決定し、これを受けて国土交通本省が当該事業の継続の有無又は見直し等の対応方針を決定し、その結果を公表するものとなっている。

以上のように、政策評価は、その所掌する政策について、必要性、効率性等の観点から自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供するものであり、行政内部の意思決定に留まるものと言える。

したがって、横浜環状南線の再評価に係る決定は、行政庁の公権力の行使に当たる行為には該当せず、国民の法律上の利益に影響を与えるといった法的効果を有する行為とはいえない。

よつて、主文のとおり裁決する。

平成25年7月30日

国土交通大臣
太田 昭 宏

